

無料点検の電話や訪問業者に注意！



大雪や暴風の災害の後に狙われやすいのが、「屋根の瓦がずれている」「工事をしないと危険」などと言い、契約を迫る詐欺です。

【相談事例】

「近所で屋根の補修工事をしているから、ついでにお宅の屋根も無料で点検してあげる」と業者が申し出てきた。点検してもらったら、「瓦が傾いていてこのままにしておくと雨漏りになり、崩れる危険がある」と言われたので工事を頼んだ。

【アドバイス】

- ・業者が不安をあおることを言ったり契約を急がせたりしてもすぐに契約はせず、知合いの業者や信頼のおける業者に見てもらい本当に危険な状態なのか、工事が必要かを確認しましょう。
- ・「特別に値引きする」などと言われても、その場で契約してはいけません。家族や周囲の人に相談しましょう。必要がない場合はきっぱりと断りましょう。
- ・契約後や工事完了後でもクリーニング・オフや契約の取消しができる場合があります。
- ・困った時は、すぐに消費生活相談窓口にご相談ください。

◎包括支援センターでは消費者被害の相談を受け、消費生活相談窓口と情報共有を行い、必要時には一緒に訪問・面談を行う等消費者生活相談窓口と連携して対応します。

【応募・問合せ先】

消費生活相談ダイヤル ☎ 7 1 - 0 0 5 9
 地域包括支援センター ☎ 7 5 - 6 0 0 7

おしらせ

「賃貸借契約」を理解して、トラブルを防ごう！

【事例 1】

賃貸マンションを借り、敷金など支払ったが、入居できなくなったため解約を申し出たところ、支払ったお金はほとんど返金できないと言われた。

【事例 2】

賃貸マンションを退去した後、ハウスクリーニング費用などを含む高額な原状回復費用を請求された。

【トラブルに遭わないために！】

- ・契約時：契約書の記載内容や賃貸物件の現状をよく確認する
- ※禁止事項、修繕に関する事項、退去する際の費用負担に関する事項のほか、「ルームクリーニング費用は全額借主負担」といった特約がないかについて確認しましょう。
- ・入居中：入居中のトラブルは貸主側にすぐ相談する
- ・退去時：精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求める
- ※納得できない費用を請求された場合には、国土交通省が定めている「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に説明を求め、費用負担について話し合いましょう。
- ・少しでも不安を感じたら、智頭町消費生活相談窓口にご相談ください。毎週水曜日、午前9時から午後4時まで、総合センターで消費生活相談を行っているほか、電話での相談も受付けています。

【問合せ先】

消費生活相談ダイヤル ☎ 7 1 - 0 0 5 9